本郷小学校跡地活用基本計画策定業務　仕様書

**１　業務名**

本郷小学校跡地活用基本計画策定業務

**２　業務の目的**

本郷小学校跡地は、現在整備が進んでいる県立筑後広域公園フィットネスエリアの近くに位置し、筑後広域公園と連携した施設としての利活用が期待されている。

本業務は、筑後広域公園と連携した本郷小学校跡地の活用について、地域の要望・意見等を踏まえた基本計画の策定に係る業務を行うことを目的とする。

**３　業務内容**

３－１計画準備

本業務に関して十分検討し、遂行にあたっての技術的方針や作業スケジュールを記載した業務計画書を立案・作成する。

３－２計画条件の整理

（１）校舎・体育館・敷地の状況

　　①校舎・体育館の建設年度、延べ床面積、部屋の構成、施設の現況等を整理する。

　　②都市計画等、敷地にかかる法規制の状況、接道状況等を整理する。

　　③登記簿謄本、地籍調査等によって敷地の境界、地目、面積、形状、高低差等を整理し、所有者等を把握する。

　　④インフラ（上水、下水（排水）、電気、ガスの供給）の状況を整理する。

（２）現地及び周辺の状況

　現地調査により当該敷地及び周辺状況を整理する。

（３）改修事例の調査

　他市における改修事例の内容及び費用について整理する。

（４）法的規制

　建築物の改修及び敷地の整備に関連する法的規制等について整理する。

３－３利活用方針の検討

（１）利活用方針の検討

　　　　地域からの要望・意見等を踏まえた土地利用の可能性を整理、比較し基本的方針を検討する。

（２）ゾーニングの検討

　　　　跡地のゾーニングについて３案程度作成し、実現可能性等により評価した上で特定の案を選定する。

（３）事業手法の調査・検討

需要予測・収支採算性の調査及び整備方法、事業スケジュールを検討する。

３－４基本計画の検討

（１）必要機能、施設内の配置及び諸室機能の検討

　　①必要とする機能、設備、施設内の配置を検討する。

　　②機能、設備に基づき必要とする諸室と規模を検討する。

（２）跡地の利活用の検討

　　　　跡地の利活用方針に基づき、ゾーニングに必要とする施設を検討する。

（３）改修方針等の検討

　　　　改修にあたっての方針、スケジュールを検討する。

（４）基本計画の検討

　　①基本計画図の検討（平面図、断面図の作成）

　　②設備計画の検討（機械設備、電気設備の基本的な方針を整理）

　　③跡地利活用基本計画図の検討（イメージ図の作成）

　　④概算事業費の算定

　　⑤概算管理運営費の算出等

　　※検討組織の意見等を踏まえ素案の修正を行い、原案として作成し、パブリックコメントを経て基本計画を作成する。

３－５検討組織の運営支援

基本計画の策定に係る会議の開催支援、関連資料の準備、会議録作成等を行う。

①本郷小学校跡地活用基本計画検討委員会

　副市長、総務部長、関連各課長で構成する検討組織（３回程度開催予定）

②本郷校区学校跡地検討委員会

　　　行政区長、公民館支館等、各団体の代表者で構成する検討組織（３回程度開催予定）

３－６その他住民等参加に関する支援

①パブリックコメントに関する支援

②議会等への説明に係る支援

３－７今後の進め方等

立案した基本計画実現に向けて検討・調整が必要な事項について整理を行う。

３－８報告書のとりまとめ

上記の検討結果を報告書としてとりまとめる。

３－９打ち合わせ協議

　　　　打合せ協議を行い、本業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うこととする。

**４　業務期間**

契約締結日から令和４年３月２５日まで

**５　成果品**

　成果品として、以下のものを提出する。

①成果報告書

②基本計画概要書

　　③基本計画

④その他市から指示された資料

　　⑤上記①～④までの電子データ（CD－R又はDVD－R）１部

**６　納品場所**

みやま市役所　総務部　企画振興課　地方創生係

**７　その他留意事項**

①基本計画策定にあたり、必要な資料は提供するものとする。

②受託者は、本業務の推進に当たっては、あらかじめ総括責任者等の推進体制を提出すること。

③受託者の業務の実施にあたり、みやま市と連携を密に保ち、随時報告を行い本業務の円滑な推進に努めること。

④受託者はみやま市が必要と認めるときは、その求めに応じて会議等に参加すること。また、会議等に必要な関係資料の作成及び業務報告を求められたときは、速やかに応じること。

⑤提出された成果品の著作権はみやま市に帰属する。

⑥本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。